

市当局(教育委員会):会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給を提案! 市労連(市教組):市当局に対し、速やかに条例改正を行うよう求める!

8月24日、市労連(市教組)は、市当局(教育委員会)と、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について団体交渉を行った。

交渉で市側から、国の非常勤職員の取り扱いとの均衡及び適正な処遇確保の観点から、地方自治法が改正されたことを踏まえ、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するとの提案があった。

提案に対し、市労連(市教組)は、この間の交渉経過や常勤職員との均衡の観点を踏まえると、当然のことと認識したうえで、人事評価結果の反映のあり方など数点について、市側の認識を質した。

市労連(市教組)は、法改正等の趣旨に沿った改正であり、会計年度任用職員の処遇の改善につながることから一定判断をするとし団体交渉を終了した。

また、市教組は、今回の提案内容について、現行制度の期末手当支給対象者(任用期間6月以上で月額15時間30分以上の職員、および月額15時間30分以上の非常勤講師)については、勤勉手当の支給対象となるのか教育委員会に確認したところ、教育委員会は、現行制度の期末手当支給対象者に対しては、勤勉手当も支給対象になると回答した。

※交渉内容の概略ならびに期末手当及び勤勉手当の支給月数

については、右記のとおり

※会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給についての市側提案については、裏面に記載

※交渉内容の概略

市労連 任期と支給割合の関係について、今年4月から任用されている職員で、来年4月以降も6ヶ月以上の任期がある場合、来年6月期の支給割合は、100%支給となるのか。

市当局 そのとおりでございます。

市労連 来年4月からの任用で支給要件を満たしていれば、来年6月期の支給割合はどのようになるのか。

市当局 本務職員の新規採用者と同様の支給割合となります。

市労連 学校園における夏休み期間などの特殊事情の対応について、現行、期末手当が支給されている職員は勤勉手当も同様に支給されるのか。

市当局 現行、期末手当が支給されている職員については、勤勉手当も支給の対象となります。

市労連 人事評価結果の反映について、今回提案された内容は、次年度以降も同様の取り扱いで評価方法に変更はないとの認識で良いか。

市当局 次年度以降も同様の取り扱いであり、今のところ評価方法の変更は考えておりません。

期末手当及び勤勉手当の支給月数について

●現行の取扱い

	6月期			12月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
会計年度任用職員	1.250	-	1.250	1.250	-	1.250	2.500	-	2.500
本務職員 (再任用は除く)	1.200	1.000	2.200	1.200	1.000	2.200	2.400	2.000	4.400

●2024.4.1以降の取扱い※

	6月期			12月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
会計年度任用職員	1.200	1.000	2.200	1.200	1.000	2.200	2.400	2.000	4.400
本務職員 (再任用は除く)	1.200	1.000	2.200	1.200	1.000	2.200	2.400	2.000	4.400

※現行から支給月数の変更なしと想定した場合

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について

国の非常勤職員においては、令和3年度までの間に、対象となる職員に勤勉手当が支給されていること、また、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、地方自治法が改正され、令和6年4月からパートタイムの会計年度任用職員に対して、勤勉手当の支給が可能となる。

本市としても地方自治法の改正の趣旨を踏まえ、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとし、実施案を作成したので次のとおりお示しする。

1. 支給対象

- ・ 会計年度任用職員のうち下記のすべてを満たす職員
 - ① 当該年度の任期が6カ月以上ある職員
 - ② 週の勤務時間が15時間30分以上ある職員（同一の職で15時間30分以上の勤務時間の設定がある15時間30分未満の職に就く職員を含む。）
 - ③ 職の特殊性や報酬等を考慮して勤勉手当を支給することを不相当とされた職員以外の職員

2. 人事評価

(1) 評価方法

- ・ 現行どおり

(2) 評価結果の反映

- ・ 相対評価結果がない本務職員の取扱いと同様、第3区分相当として支給を行う。
- ・ ただし、懲戒処分等があった場合は本務職員の取扱いと同様、第5区分相当として支給を行う。

3. 支給額

(1) 算定方法

- ・ 勤勉手当＝基礎額×支給月数×支給割合

(2) 支給月数（別紙参照）

- ・ 原資月数（条例の月数）
- ・ ただし、懲戒処分等があった場合の翌年度の支給月数は、本務職員の第5区分と同様の支給月数となる。

(3) 支給割合

- ・ 本務職員と同様

4. その他

- ・ 勤勉手当の支給に伴い、期末手当の支給月数については本務職員と同様とする。（別紙参照）

5. 実施時期

- ・ 令和6年4月1日（令和6年6月期から実施）